

茨城県立医療大学における研究費の不正使用に係る調査手続に関する取扱要項

制定 平成 27 年 3 月 18 日

(趣旨)

第 1 条 この要項は、茨城県立医療大学における研究費の不正使用防止に関する規程（以下「規程」という。）第 16 条の規定に基づき、茨城県立医療大学（以下「本学」という。）における研究費の不正使用（以下「不正使用」という。）の疑いが生じた場合の調査の手続き等に関し、必要な事項を定める。

(告発等の受付)

第 2 条 告発は、原則として、顕名により、不正使用を行った者の氏名又は名称、不正使用の内容、その他事案の内容及び不正とする合理的理由を示されたもののみを受け付ける。

2 告発の方法は、書面、FAX、電子メール、電話、面談により、直接告発窓口にて受け付ける。

(調査委員会設置の要否の決定)

第 3 条 最高管理責任者は、規程第 9 条第 4 項の規定に基づく報告を受けた場合には、告発等の受付から 30 日以内に告発等の内容の合理性を確認し調査の要否を判断するとともに、調査委員会設置の要否を決定し、当該調査の要否を配分機関に報告する。また、報道や会計検査院等の外部機関からの指摘による場合も同様の取扱いとする。

2 前項の要否を決定したときは、当該告発を行った者（以下「告発者」という。）及び当該告発の対象となった者（以下「被告発者」という。）に対して、その結果を通知する。

(調査委員会の設置)

第 4 条 最高管理責任者は、調査が必要と判断した場合は、調査委員会を設置し、調査（不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額についての調査）を実施する。

2 調査委員会には、公正かつ透明性の確保の観点から、本学に属さない第三者（弁護士、公認会計士等）を複数名含む調査委員会を設置する。

3 第三者の調査委員は、本学及び告発者、被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

(調査における措置)

第 5 条 最高管理責任者は、規程第 9 条第 6 項に基づく報告を受けた場合、必要に応じて告発された事案に係る事項に関して、証拠となる資料及び関係書類等を保全する措置を執ることができる。

2 最高管理責任者は、証拠となる資料及び関係書類等の入手が困難である場合又は隠蔽が行われるおそれがある場合には、必要最小限の範囲で、通報された事案に係る研究活動の停止、当

該調査事項に関連する場所の一時閉鎖、その他証拠保全のために必要な措置を執ることができ
る。

- 3 最高管理責任者は、規程第 12 条第 6 項の規定に基づく報告を受けるまでの間、必要に応じて
被告発者等の調査対象となっている者に対し、調査対象制度の研究費の使用停止を命ずる。

(調査委員会による不正使用の認定)

第 6 条 調査委員会は、規程第 12 条第 5 項の規定に基づき、不正の有無及び不正の内容、関与し
た者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について認定する。

(調査期限及び調査報告書)

第 7 条 調査委員会は、告発等の受付から 210 日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与
した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む報告
書を最高管理責任者に提出する。

- 2 規程第 12 条第 6 項の規程に基づく調査委員会の報告は、書面によるものとする。

(配分機関への報告)

第 8 条 最高管理責任者は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機
関に報告、協議しなければならない。

- 2 最高管理責任者は、告発等の受付から 210 日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与
した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終
報告書を配分機関に提出しなければならない。期限までに調査が完了しない場合であっても、
調査の中間報告を配分機関に提出しなければならない。
- 3 最高管理責任者は、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速
やかに認定し、配分機関に報告しなければならない。
- 4 最高管理責任者は、配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告
及び調査の中間報告を当該配分機関に提出しなければならない。
- 5 最高管理責任者は、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資
料の提出又は閲覧、現地調査に応じなければならない。

(再調査の申し立て)

第 9 条 被告発者は、規程第 13 条に基づく再調査を申し立てる場合は、調査結果の通知を受けた
日の翌日から起算して 14 日以内に、書面により行うものとする。

(再調査)

第 10 条 最高管理責任者は、前条の申し立てがあった場合には、再調査の要否について決定し、
その結果を被告発者に対して通知する。

- 2 再調査を行う場合は、第 4 条から第 7 条の規定を準用する。

(調査結果の公表)

第 11 条 最高管理責任者は、調査の結果、不正を認定した場合は、規程 14 条に基づき速やかに調査結果を公表する。

2 公表する内容は、不正に関与した者の氏名・所属、不正の内容、公表時までに行った措置の内容、調査委員の氏名・所属、調査の方法・手順等とする。ただし、合理的な理由がある場合は、不正に関与した者の氏名・所属などを非公表とすることができる。

3 前項に基づく公表は、新聞・本学ホームページへの掲載、その他適当な方法によるものとする。

(調査結果の周知)

第 12 条 最高管理責任者は、本学において発生した不正の調査結果は、再発防止の観点から、処分も含めて学内周知する。

(措置の解除)

第 13 条 最高管理責任者は、不正使用が行われなかったと認定された場合は、本調査の際に対してもった証拠保全のために必要な措置及び研究費の執行停止の措置について、速やかに解除する。

(準用)

第 14 条 最高管理責任者は、告発が匿名である場合又は不正使用に関わる情報があった場合は、内容に応じて、顕名による告発の扱いに準じて調査を行わせることができる。

(雑則)

第 15 条 この要項に定めるもののほか、不正使用の疑いが生じた場合の調査の手続き等に関し必要な事項については、別に定める。

付 則

この要項は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。